

石井町生活排水処理基本計画

令和5年11月

徳島県石井町

はじめに

本町は、徳島県の吉野川中下流域に扇形に広がった徳島平野の一角、吉野川南岸に位置する。町域は東西約6km、南北約5.5km、総面積28.85km²の方形を呈し、東は県庁所在地である徳島市、北は上板町、西は吉野川市、南西は神山町と接している。地形は概ね標高5mから12mを測る平坦地形であり、約4割の面積が農耕地として利用されている。平均気温は16℃と、年間を通して比較的温暖で過ごしやすい気候である。

本町の人口は国勢調査によると平成17年の26,068人をピークに、その後は減少傾向となり、令和2年では24,833人となっている。人口減少に伴い就業者総数も減少傾向にある。特に第2次産業の就業者が減少し、第1次産業の就業者も微減となっている。一方で、第3次産業就業者数は増加傾向にあり、サービス経済化の傾向が進んでいる。

本町の生活排水処理施設は、平成26年度に徳島市特定環境保全公共下水道事業が竜王地区において認可されており、それ以外の地区は合併処理浄化槽の整備を推進している。また、し尿及び浄化槽汚泥の処理施設として、平成10年4月から石井町クリーンセンターが稼働している。

1. 基本方針

(1) 生活排水処理に係る理念、目標

身近な生活環境や公共用水域の水質の保全のために生活排水の適切な処理が必要なことを住民に啓発し、合併処理浄化槽の整備促進を図ることで生活排水を適切に処理し、公共用水域の水質改善を図り、流れる水に清流がよみがえり、蛍が飛び交う澄んだ川の復活を目指す。

(2) 生活排水処理施設整備の基本方針

① 合併処理浄化槽の整備推進

現在実施している汲み取り槽及び単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換費助成や、汲み取り槽及び単独処理浄化槽の撤去費、宅内配管工事費の補助制度を継続し、さらには制度の充実により一層の整備促進を図る。

② 普及啓発活動

石井町清掃業組合を通じ、汲み取り槽及び単独処理浄化槽の世帯に合併処理浄化槽設置整備補助制度のパンフレットを配布し、合併処理浄化槽への転換の促進を図る。

また、広報いしい、CATV及びHP等を通じてきれいな水環境の保全を啓発していく。

2. 目標年次

本町の生活排水処理基本計画における目標年度は、計画制定時より10年後の令和15年度とする。

なお、中間目標年度は設けないが、おおむね5年ごとに、又は諸条件に大きな変動があった場合等において見直しを行うこととする。

3. 生活排水の排出状況

本町の過去5年間の処理形態別人口の推移を表1に示す。下水道処理区域は、平成26年度に徳島市特定環境保全公共下水道事業が認可された、竜王地区が該当する。その他の地域を、令和2年7月に浄化槽処理促進区域として指定しており、石井町合併処理浄化槽設置整備事業補助金の対象地域である。

表1 処理形態別人口(石井町)の推移

(単位:人)

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|----------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 1. 計画処理区内人口 | 25,884 | 25,710 | 25,506 | 25,186 | 24,984 |
| 2. 水洗化・生活雑排水処理人口 | 14,532 | 14,814 | 15,169 | 15,431 | 15,678 |
| (1) コミュニティ・プラント | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (2) 合併処理浄化槽 | 14,009 | 14,307 | 14,674 | 14,944 | 15,209 |
| (3) 下水道 | 523 | 507 | 495 | 487 | 469 |
| (4) 農業集落排水施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 3. 水洗化・生活雑排水未処理人口(単独処理浄化槽) | 9,251 | 8,993 | 8,588 | 8,203 | 7,809 |
| 4. 非水洗化人口 | 2,101 | 1,903 | 1,749 | 1,552 | 1,497 |
| 5. 計画処理区域外人口 | — | — | — | — | — |

4. 一般廃棄物の処理主体

本町における生活排水の処理主体を表2に示す。

表2 生活排水の処理主体

| 処理施設の種類 | 対象となる生活排水の種類 | 処理主体 |
|-------------|--------------|------|
| (1) 合併処理浄化槽 | し尿及び生活雑排水 | 個人等 |
| (2) 単独処理浄化槽 | し尿 | 個人等 |
| (3) 公共下水道 | し尿及び生活雑排水 | 徳島市 |
| (4) し尿処理施設 | し尿及び浄化槽汚泥 | 石井町 |

5. 生活排水処理基本計画

(1)生活排水(水洗便所し尿又は生活雑排水を処理する場合に限る。)の処理計画

①処理の目標

「1.基本方針」に掲げた理念、目標の達成に向け、概ね全ての生活排水を施設で処理することを目標とする。生活排水処理の目標を表3、4、5に示す。また、「3.生活排水の排出状況」に示した実績値とあわせ目標値を図1に示す。

表3 生活排水の処理の目標

| | 現在(令和4年度) | 目標年度(令和15年度) |
|---------|-----------|--------------|
| 生活排水処理率 | 62.8% | 86.2% |

表4 人口の内訳

(単位:人)

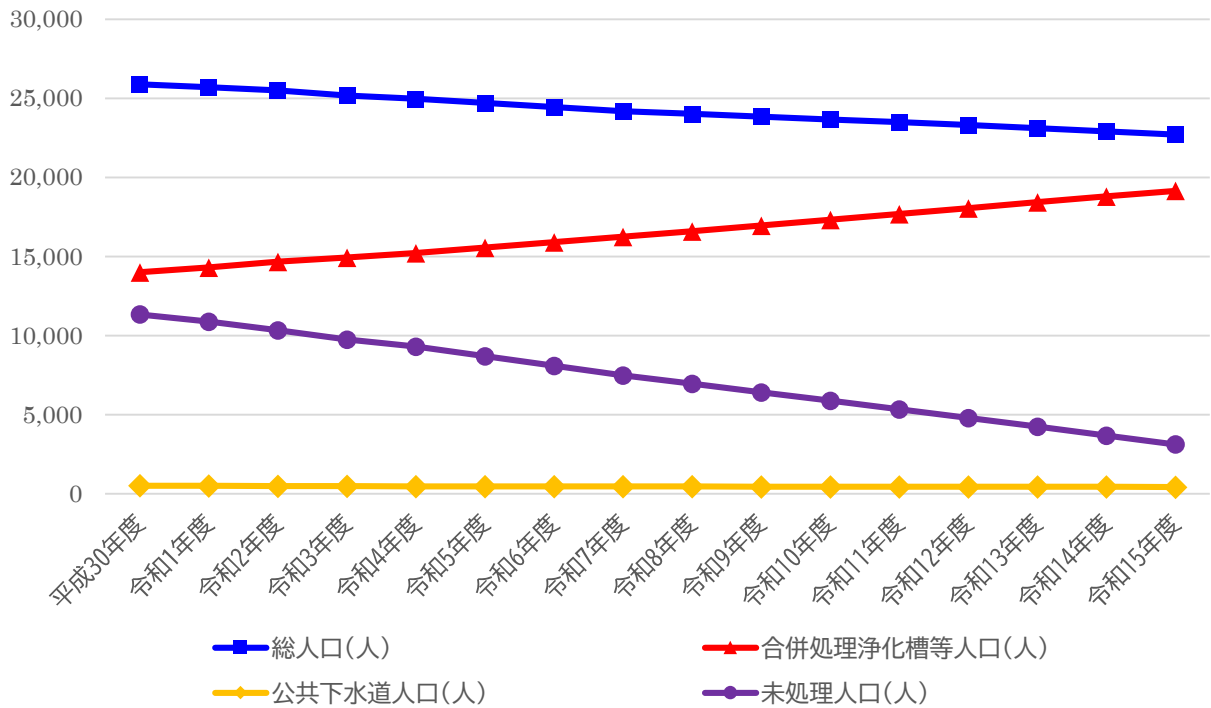
| | 現在(令和4年度) | 目標年度(令和15年度) |
|------------------|-----------|--------------|
| 1. 行政区域内人口 | 24,984 | 22,720 |
| 2. 計画処理区域内人口 | 24,984 | 22,720 |
| 3. 水洗化・生活雑排水処理人口 | 15,678 | 19,592 |

表5 生活排水の処理形態別内訳

(単位:人)

| | 現在(令和4年度) | 目標年度(令和15年度) |
|----------------------------|-----------|--------------|
| 1. 計画処理区内人口 | 24,984 | 22,720 |
| 2. 水洗化・生活雑排水処理人口 | 15,678 | 19,592 |
| (1) コミュニティ・プラント | 0 | 0 |
| (2) 合併処理浄化槽 | 15,209 | 19,160 |
| (3) 下水道 | 469 | 432 |
| (4) 農業集落排水施設 | 0 | 0 |
| 3. 水洗化・生活雑排水未処理人口(単独処理浄化槽) | 7,809 | 2,659 |
| 4. 非水洗化人口 | 1,497 | 469 |
| 5. 計画処理区域外人口 | — | — |

污水处理人口



生活排水処理形態別人口と污水处理人口普及率

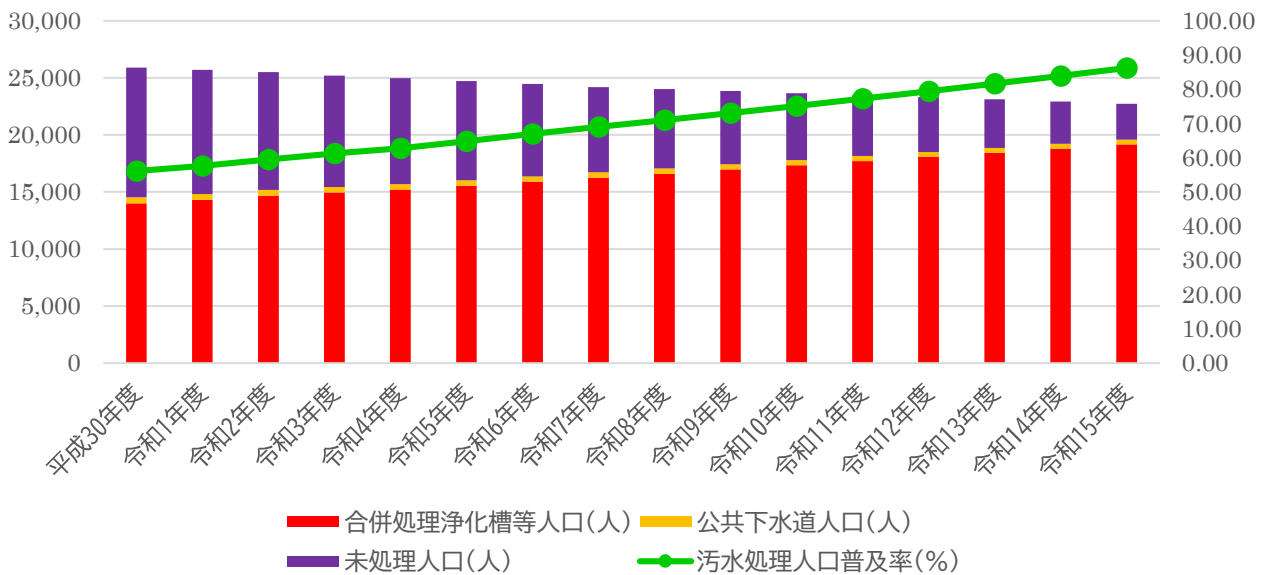


図1 生活排水処理の実績及び目標

②生活排水を処理する区域及び人口等

生活排水を処理する区域を図2に示す。なお、区域ごとの現在及び目標年度の推計人口を表6に示す。

表6 生活排水を処理する区域人口

(単位:人)

| | 現在(令和4年度) | 目標年度(令和15年度) |
|--------------|-----------|--------------|
| 1. 行政区域内人口 | 24,984 | 22,720 |
| 2. 計画処理区域内人口 | 24,984 | 22,720 |
| 公共下水道区域人口 | 469 | 432 |
| 合併処理浄化槽区域人口 | 24,515 | 22,288 |

③施設整備計画

計画期間における施設整備計画を表7に示す。

表7 施設整備計画

| 施設名 | 計画処理区域 | 計画処理人口 (補助対象外の施設は含まない) | 整備予定年度 | 事業費見込み |
|---------|----------|---------------------------|----------|-----------|
| 合併処理浄化槽 | 公共下水道区域外 | 877人 | 令和6～15年度 | 319,725千円 |

(2)し尿・汚泥の処理計画

①現況

平成10年3月にし尿処理施設が完成し、同年4月から稼働している。公共下水道区域外の石井町全域を処理対象区域とし、し尿及び浄化槽汚泥を衛生的に処理している。

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬については、許可業者が浄化槽清掃業と併せて実施している。

今後においても合併処理浄化槽の普及促進を図ることにより、生活排水の適正な処理を推進し、浄化槽汚泥についてはし尿処理施設において衛生的に処理する。

②し尿・汚泥の排出状況

5.(1)①表5「生活排水の処理形態別内訳」に基づくし尿・浄化槽汚泥の排出状況を表8に示す。

表8 し尿・汚泥の排出状況

(単位:kl/日)

| 区分 | 現在(令和4年度) | 目標年度(令和15年度) |
|-----------|-----------|--------------|
| 汲み取りし尿 | 1.7 | 0.6 |
| 単独処理浄化槽汚泥 | 9.2 | 3.1 |
| 合併処理浄化槽汚泥 | 18.1 | 22.7 |
| 合計 | 29.0 | 26.4 |

③し尿・汚泥の処理計画

収集・運搬計画

し尿・汚泥の収集・運搬については、前述のとおり許可業者が浄化槽清掃業と併せて実施しており、今後も継続していく。なお、表8に示したとおり、今後はし尿・汚泥の排出量が漸減すると見込まれ、現行許可業者で収集・運搬業務を十分に遂行可能であると考えられるため、平成26年10月8日付環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知に基づき、収集・運搬の新規許可は行わない方針とする。

中間処理計画

し尿・浄化槽汚泥は石井町クリーンセンターで処理を実施している。施設については供用開始から20年が経過しているが、当面は現行どおりの体制を維持する。

最終処分計画

石井町クリーンセンターで中間処理された焼却残渣は本町の最終処分場で処分しており、今後も継続していく。

(3)その他

住民に対する広報・啓発活動

石井町清掃業組合を通じて汲み取り槽及び単独処理浄化槽の世帯に合併処理浄化槽設置整備補助制度のパンフレットを配布し、合併処理浄化槽への転換の普及啓発を実施する。

生活排水対策の必要性、浄化槽管理の重要性について住民に周知を図るため、定期的な広報・啓発活動を実施する。

また、浄化槽については、定期的な管理、清掃及び定期検査について、広報等を通じてその徹底に努めるものとする。

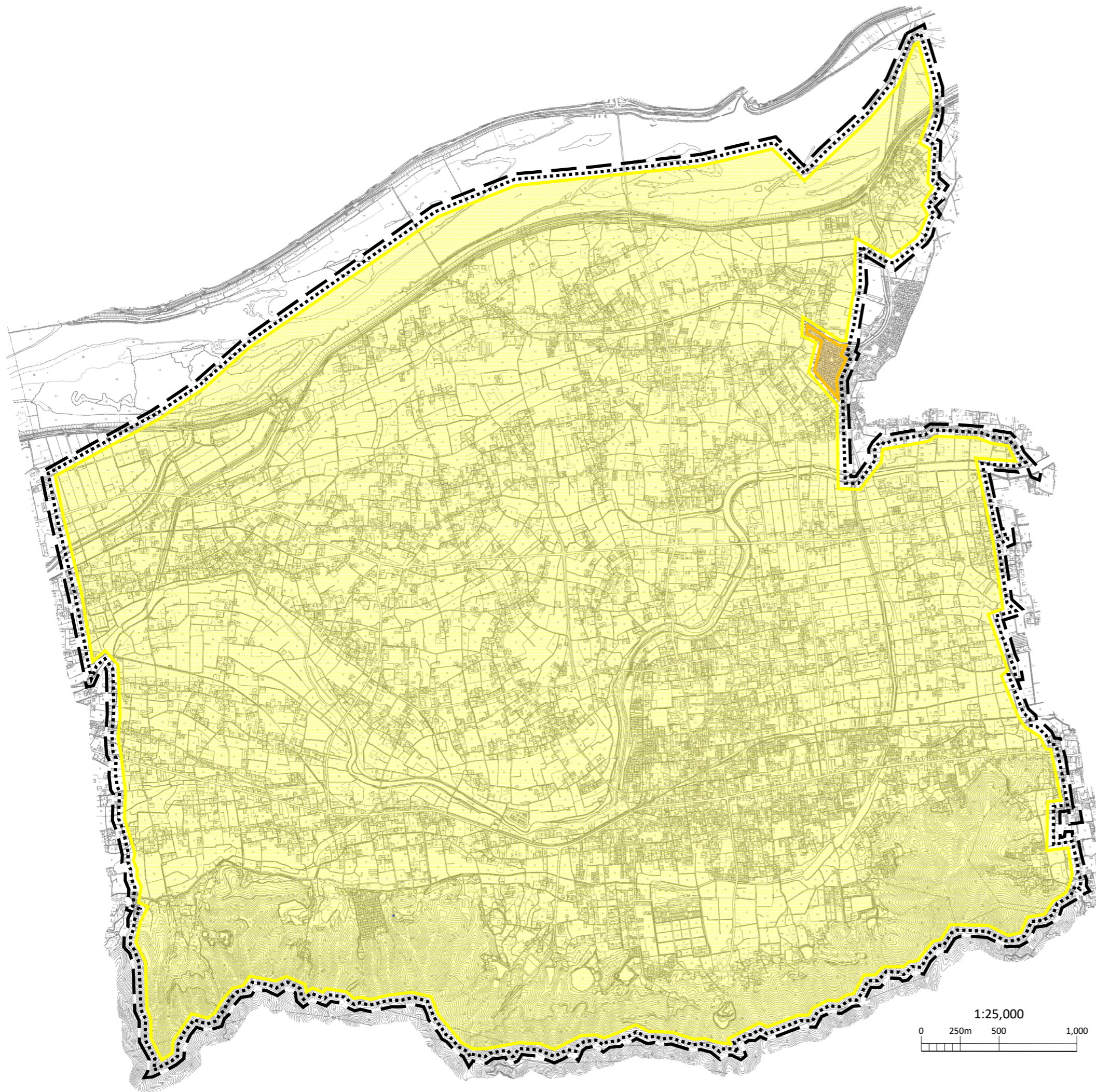






図2 生活排水を処理する区域

| 名称 | | 記号 | 色 |
|--------------|------------------------|---|----|
| 生活排水 処理施設 | 公共下水道 |  | 橙 |
| | 合併処理浄化槽 〈浄化槽処理促進区域〉 |  | 淡黄 |
| 行政区域界 | |  | 黒 |
| 計画区域 | |  | 黒 |